

難破物除去ナイロビ条約

背景

- 1960年代後半以降の大型タンカーの海上事故の問題の深刻化に伴い、放置座礁船等の問題が発生。1996年に国際海事機関(IMO)の下で本条約案の交渉開始。
- 2007年5月、ナイロビにおいて採択、2015年4月14日に発効(発効要件10か国)。
- 2019年1月8日現在、41か国が締結。

主な内容

難破物(注1)の迅速かつ効果的な除去及びこれに係る費用の支払を確保するため、主に以下について定める。

- ◆ 条約の適用水域(注2)において危険をもたらす難破物の除去のための措置
【第2条、第5条～第9条】
- ◆ 難破物の除去に係る費用についての船舶の登録所有者の無過失責任 【第10条】
- ◆ 締約国の船舶の登録所有者による保険等保証の維持、締約国による証明書の発給及び入出港船舶についての保険等保証の効力の確保、保険者等に対する費用の支払の直接請求等 【第12条】

注1 難破物には、海難の結果として沈没し、又は乗り揚げた船舶に加え、分離した船体の一部や貨物等も含まれる。

注2 条約の適用水域は、締約国の排他的経済水域(締約国が選択する場合には、自国の領域にも拡大可能)。

早期締結の必要性

- 難破物の迅速かつ効果的な除去を通じ、航行の安全及び海洋環境の保護に寄与。除去等の費用についての責任を明確化し、支払を確保することを通じて、放置座礁船を減少させる観点から重要である。
- 保険者等への費用の支払の直接請求が可能となり、支払が確保されることとなるため、現状では対応困難なケースも早期解決が可能となることが期待される。

放置座礁船対策として、一定の船舶に対する保険加入の義務付けは既に実施。



保険に加入していても除去費用が支払われないケースもあるため、更なる対応が必要。

例：日本近海における近年の座礁事故で除去費用が支払われなかった事例

兵庫県淡路島における座礁事故
(タイ籍台船ネプチューン号、2016年)

- 保険契約違反により、保険会社が免責を主張。保険金が支払われなかった結果、船舶所有者による処理ができず放置。



放置された座礁船

- 兵庫県の負担で船舶を除去。



本条約を国内実施することで、同様の事案でも費用の支払の確保が可能となる。